



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*5 和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (市町村課)..... 1

*6 和歌山県小規模企業者等設備導入資金貸付規則を廃止する規則 (商工振興課)..... 1

*7 和歌山県景観条例施行規則の一部を改正する規則 (都市政策課)..... 2

○ 公安委員会規則

*4 和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則 8

規 則

和歌山県規則第5号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則 (平成12年和歌山県規則第114号) の一部を次のように改正する。

第2条の表1の項中「第2条第1項の表7の項 (32)」を「第2条の表7の項 (32)」に改め、同表2の項中「第2条第1項の表13の項 (6)」を「第2条の表13の項 (6)」に改め、同表3の項中「第2条第1項の表25の項」を「第2条の表25の項」に改め、同表4の項中「第2条第1項の表26の項 (2)」を「第2条の表26の項 (2)」に改め、同表5の項中「第2条第1項の表30の項 (13)」を「第2条の表30の項 (13)」に改め、同表6の項中「第2条第1項の表35の項 (16)」を「第2条の表35の項 (16)」に改め、同表7の項中「第2条第1項の表39の項 (11)」を「第2条の表39の項 (11)」に改め、同表8の項中「第2条第1項の表47の項 (3)」を「第2条の表47の項 (3)」に改め、同表9の項中「第2条第1項の表48の項 (18)」を「第2条の表48の項 (18)」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

和歌山県規則第6号

和歌山県小規模企業者等設備導入資金貸付規則を廃止する規則を次のように定める。

平成27年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県小規模企業者等設備導入資金貸付規則を廃止する規則

和歌山県小規模企業者等設備導入資金貸付規則 (平成12年和歌山県規則第91号) は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年3月31日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行前に和歌山県小規模企業者等設備導入資金貸付規則の規定により貸し付けた小規模企業者等設備導入資金及び同規則附則第4項の規定による廃止前の和歌山県中小企業近代化資金貸付規則(昭和38年和歌山県規則第83号)の規定により貸し付けた中小企業設備近代化資金については、なお従前の例による。

和歌山県規則第7号

和歌山県景観条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県景観条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県景観条例施行規則(平成20年和歌山県規則第81号)の一部を次のように改正する。

第5条の5の次に次の2条を加える。

(事前協議の対象となる建築物の区域及び規模)

第5条の6 条例第11条の7の規則で定める区域は、景観計画区域のうち、次に掲げる区域とする。

- (1) 特定景観形成地域
 - (2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項に規定する重要文化財であって、知事が指定する建築物から100メートル以内の区域
 - (3) 文化財保護法第109条第1項に規定する史跡であって、知事が指定するものから100メートル以内の区域又は同項に規定する名勝から100メートル以内の区域
 - (4) 文化財保護法第134条第1項に規定する文化的景観から100メートル以内の区域
 - (5) 文化財保護法第144条第1項に規定する重要伝統的建造物群保存地区から100メートル以内の区域
- 2 知事は、前項第2号及び第3号の規定による指定をしようとするときは、和歌山県景観審議会の意見を聴くものとする。
 - 3 条例第11条の7の規則で定める規模は、高さ13メートル又は建築面積1,000平方メートルとする。

(事前協議書及び添付図書)

第5条の7 条例第11条の7の規定による協議は、別記第5号様式の事前協議書に別表第3の1の項に掲げる図書を添付して行うものとする。

第7条第2項第6号中「(昭和25年法律第214号)」を削り、同条第3項第7号中「の変更」の次に「(以下「修繕等」という。)」を加え、「かつ外観に係る面積の2分の1を超えない」を「以内であって、次に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

ア 屋根(これに設ける窓その他の開口部を含む。以下同じ。)について行う修繕等 当該行為に係る部分の面積が、当該屋根の面積の4分の1以内又は建築物の鉛直投影面積の10分の1以内のもの
イ 外観(屋根を除く。以下同じ。)について行う修繕等 当該行為に係る部分の面積が、当該外観の面積の4分の1以内のもの

第8条中「別記第5号様式」を「別記第6号様式」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、別表第3の1の項に掲げる図書については、既に知事に提出されている当該図書の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

第9条中「第15条第2項」の次に「(条例第17条の2第5項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第1号中「法第16条第3項」の次に「又は条例第17条の2第2項」を加える。

第10条中「別記第6号様式」を「別記第7号様式」に改める。

第11条中「証明書」の次に「及び条例第17条の3第6項の立入調査の権限を有する職員であることを示す証明書」を加え、「別記第7号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(既存の建築物に対する行為の制限の適用除外)

第11条の2 条例第17条の2第4項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 第7条第3項第7号に掲げる行為
- (2) 建築物の増築又は改築であって、当該行為に係る床面積の合計が、当該建築物の床面積の5分の1を超えないもの
- (3) 2以上の工事に分けて行う建築物の増築、改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（以下「増築等」という。）であって、当該増築等に係る法第16条第1項の規定による届出を行った日から5年以内に当該建築物を景観計画に定める形態意匠の制限に適合するものとするために必要な工事の計画について知事の承認を受けたもの

第18条の次に次の1条を加える。

(専門委員会)

第19条 専門委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 専門委員会の会議は、会長が招集する。
- 6 専門委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 7 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 8 会長は、緊急の必要があり、専門委員会の会議を招集する暇のない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の内容を記載した書面を専門委員会の各委員に回付し、賛否を問い、専門委員会の会議に代えることができる。
- 9 この規則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会が定める。

別記第7号様式（表面）中「職員」の次に「及び条例第17条の3第6項に規定する立入調査を行う職員」を加え、同様式（裏面）を次のように改める。

(裏面)

景観法 (抜粋)

(変更命令等)

第 17 条 (略)

- 6 (略) 景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。(略)
- 7 景観行政団体の長は、(略)景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。
- 8 第 6 項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

和歌山県景観条例 (抜粋)

(既存の建築物に係る変更命令)

第 17 条の 3 (略)

- 5 知事は、(略) その職員に、当該建築物の敷地に立ち入り、増改築等が景観に及ぼす影響を調査させることができる。
- 6 前項の規定により立入調査をする職員は、立入調査の権限を有する職員であることを示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

別記第7号様式を別記第8号様式とし、別記第6号様式を別記第7号様式とする。

別記第5号様式中

「 軽易な行為とは、建築物：延べ床面積30㎡以内かつ高さ3m以内、工作物：高さ3m以内、 その他：面積30㎡以内のものに係る行為	を
「 軽易な行為とは、建築物：延べ床面積30㎡以内かつ高さ3m以内、工作物：高さ3m以内、 その他：面積30㎡以内のものに係る行為	に改め、
事前協議の対象行為 ●既に提出した図書の内容に変更がないときは、当該図書の添付を省略することができる。	

同様式を別記第6号様式とし、別記第4号様式の次に次の1様式を加える。

別記第5号様式 (第5条の7関係)

景観計画区域内における事前協議書					
			年 月 日		
和歌山県知事 様					
届出者 住 所					
氏 名					
連絡先					
法人にあつては、主たる事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名					
和歌山県景観条例第11条の7の規定により、次のとおり協議します。					
代 理 者 (法人にあつては、 主たる事務所の所 在地、その名称及 び代表者の氏名)	ア 氏 名				
	イ 住 所				
	ウ 電話番号				
行 為 の 名 称					
行 の 場 為 所	地名及び地番	市 町	番地		
		郡 村			
区 域 区 分		<input type="checkbox"/> 特定景観形成地域()	<input type="checkbox"/> その他		
行 為 の 種 類		<input type="checkbox"/> 新築又は新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転	<input type="checkbox"/> 外観の変更 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更		
建 築 物			届 出 部 分	届出以外の部分	合 計
	敷 地 面 積				m ²
	建 築 面 積		m ²	m ²	m ²
	延 べ 面 積		m ²	m ²	m ²
	高 さ		m	m	
	構 造		造 / 一 部 造		
	用 途				
外観の変更の内容					
行為の着手予定日		年 月 日	行為の完了予定日		年 月 日
※協議番号		第 一 号	※協議終了年月日		年 月 日
※受付欄			※ 事前協議完了確認欄		
都市政策課		建設部			

添付書類

○建築物・工作物

- ① 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面(縮尺1/2, 500以上)
- ② 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- ③ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面(縮尺1/100以上)
- ④ 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図(縮尺1/50以上)
色彩のマンセル値(日本工業規格Z8721で定める色相、明度及び彩度の三属性の値で表す数値)を表示すること(増築等の行為の場合は、既存建築物についても表示すること)
- ⑤ 規則第11条の2第3号の適用を受けようする場合は工事の計画書

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第4号

和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月13日

和歌山県公安委員会委員長 片 山 博 臣

和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則

和歌山県警察職員定員規則（平成4年和歌山県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「717人」を「728人」に、「953人」を「964人」に、「1,437人」を「1,436人」に、「1,526人」を「1,525人」に、「2,154人」を「2,164人」に、「2,479人」を「2,489人」に改める。

附則第3項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項の次に次の1項を加える。

4 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は、第2条第1項中「728人」とあるのは「755人」と、「964人」とあるのは「991人」と、「2,164人」とあるのは「2,191人」と、「2,489人」とあるのは「2,516人」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。